



## 会長あいさつ

曾於市農業委員会 会長 森岡俊弘

農業委員会だより第11号の発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてより農業委員会の業務に関しまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年9月4日公布（平成28年4月1日施行）されました農業委員会法の改正内容は、昭和26年農業委員会制度発足以来の大改正となり、農業委員の選挙制度の廃止、議会・団体推薦による選任制度を廃止し、市議会の同意を要件とする市長の選任委員へ一元化することとなり、農業委員数も半減するなど大改正となったところであります。しかし、本市の農業委員につきましては、任期満了の平成29年7月19日までは、現在の農業委員が在任することとなっております。また、改正後は、優良農地の有効利用など農業委員と連携して活動していただく農地利用最適化推進委員を地区ごとに農業委員会が委嘱することとなっております。農業委員数や農地利用最適化推進委員数につきましては、今後市長と詰めていくこととなります。

そのような中、昨年10月私たち曾於市農業委員会は、地域農業を守るため、市長に対して、5項目の政策提言を行いました。(1)有害鳥獣対策について、(2)畜産農家への支援対策について、(3)食育の推進と地産地消について、(4)畑かんの有効利用促進と販売戦力について、(5)後継者及び新規就農者への支援について、提言したところであります。

今後、曾於市民のための基幹産業であります農業を守り発展させるため優良農地の確保・有効利用・担い手農家への優良農地の集積・遊休農地対策や各種申請に対しまして、公平迅速に対応するように取り組んでまいります。特に農地の有効利用につきましては、優良農地は農地として維持できるように、地域農業の進展と曾於市が発展するよう委員・職員一丸となって、積極的な活動を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。